

平成30年定例第3回市議会会議録(第3日)

平成30年9月21日午前9時30分定例第3回市議会をみやま市役所議場に招集した。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	奥 菌	由美子	10番	瀬 口	健
2番	吉 原	政 宏	11番	川 口	正 宏
4番	末 吉	達二郎	12番	壇	康 夫
5番	古 賀	義 教	13番	中 尾	眞智子
6番	前 原	武 美	14番	中 島	一 博
7番	野 田	力	15番	坂 口	孝 文
8番	上津原	博	16番	宮 本	五 市
9番	荒 卷	隆 伸	17番	牛 嶋	利 三

2. 不応招議員は次のとおりである。

3番 徳 永 重 遠

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	田中裕樹	係長	堤和美
参与	馬場洋輝	書記	大木新介

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市長職務代理者	高野道生	財政課長	木村勝幸
副市長			
教育長職務代理者	井上正明	企画振興課長	堤則勝
監査委員	平井常雄	財政課長補佐 兼財政係長	大坪康春
総務部長	西山俊英	福祉事務所長	坂口浩二
保健福祉部長	松尾博	健康づくり課長	田中聡美
市民部長 兼市民課長	加藤康志	環境衛生課長	松尾和久
環境経済部長	坂田良二	農林水産課長	宮崎眞一
建設都市部長	富重巧齊	商工観光課長	江崎秀樹
教育部長	野田圭一郎	上下水道課長	甲斐田裕士
消防長	北嶋俊治	学校教育課長	加藤武美
総務課長	椛嶋晋治		

7. 付議事件は、次のとおりである。

- (1) 認定第1号 平成29年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定について
- (2) 認定第2号 平成29年度みやま市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (3) 認定第3号 平成29年度みやま市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- (4) 認定第4号 平成29年度みやま市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (5) 認定第5号 平成29年度みやま市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (6) 認定第6号 平成29年度みやま市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (7) 認定第7号 平成29年度みやま市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (8) 認定第8号 平成29年度みやま市用地特別会計歳入歳出決算の認定について
- (9) 認定第9号 平成29年度みやま市水道事業会計決算の認定について
- (10) 議案第32号 みやま市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (11) 議案第33号 みやま市老人福祉センター条例及びみやま市ふれあいセンター条例を廃止する条例の制定について
- (12) 議案第34号 みやま市バイオマスセンターの設置及び管理に関する条例の制定について
- (13) 議案第35号 みやま市自然休養村施設条例の一部を改正する条例の制定について
- (14) 議案第37号 工事請負契約の締結について
- (15) 議案第38号 平成29年度みやま市水道事業会計決算剰余金の処分について
- (16) 議案第39号 平成30年度みやま市一般会計補正予算（第2号）
- (17) 議案第40号 平成30年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- (18) 議案第41号 平成30年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- (19) 請願第3号 国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書提出

に関する請願書

- (20) 発議第 3 号 みやま市議会議員定数条例等の一部を改正する条例の制定について
- (21) 閉会中の継続調査の申出について

午前 9 時 30 分 開議

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより直ちに本日の会議を開きます。

なお、3 番徳永重遠君におかれましては、先日に引き続きまして欠席届が提出されております。これを許可しておりますので、御承知おきをお願いいたします。

日程第 1 ～ 第 9 認定第 1 号～認定第 9 号

○議長（牛嶋利三君）

日程第 1. 認定第 1 号 平成 29 年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第 9. 認定第 9 号 平成 29 年度みやま市水道事業会計決算の認定についてまでの 9 件を一括議題といたします。

本 9 件につきましては、決算審査特別委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。荒巻決算審査特別委員会委員長お願いいたします。

○決算審査特別委員長（荒巻隆伸君）（登壇）

皆さんおはようございます。ただいまから決算審査特別委員会委員長報告を申し上げてまいります。

決算審査特別委員会の審査の経過と結果について御報告をいたします。

本決算審査特別委員会に付託されました案件は、認定第 1 号 平成 29 年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第 9 号 平成 29 年度みやま市水道事業会計決算の認定についてまでの 9 件であります。

審査の方法については、15 名で構成する全体の委員会と各常任委員会で構成する分科会を設置し、予算審査段階で明らかにされたところと実質執行結果はどうであったか、期待された行政効果が達成されたかなど、当該年度限りではなく将来の展望に立った総合的な審査を心がけ、慎重な審査を行いました。

本特別委員会の開催は 9 月 4 日、10 日、11 日、18 日の 4 日間、分科会は 9 月 12 日、13 日、

14日の3日間にわたって開催、分科会ではそれぞれの所管に属する歳入歳出決算の審査を行い、全体会議等では全会計の歳入歳出決算の審査及び意見の取りまとめ等を行いました。

一般会計としては、平成29年度歳入決算額19,509,241,362円、歳出決算額18,866,680,928円で、歳入歳出差引額は642,560,434円、実質収支は612,471,434円の黒字となっております。

一般会計と8特別会計を合わせた歳入合計額は32,522,846,333円、歳出合計額は31,532,109,874円、歳入歳出差引額は990,736,459円、実質収支は960,647,459円の黒字となっております。

なお、審査の中で各委員から指摘があったものについて、特に重要であると思われるものについて申し上げます。

まず、全体的事項として、1、決算の状況及び決算審査特別委員会の指摘事項を踏まえ、適正な予算編成に努めること。

2、予算の執行に当たっては、不用額の減少に努め、引き続き最少の経費で最大の効果が得られるよう努力すること。

次に、一般会計について申し上げます。

1、税の徴収については努力が認められるが、今後も不公平が生じないよう取り組みの強化を図ること。

2、生活保護費の不正利得の返還を求める徴収金については、厳正に対応すること。

3、防災については、住民の安心・安全を守るため、自主防災組織の未組織地域への設立や防災ラジオの活用を含め、防災体制の充実を図ること。

4、子どもの貧困対策推進計画に基づき、十分な対策を講じること。

5、国の制度変更に伴う新たな財源については、子ども・子育ての充実を考慮すること。

6、保健福祉部における補正予算の積算については、大きな不用額が出ないように精査すること。

7、農漁業の振興を図るため、国、県の補助事業を活用し、生産性を向上させ、農漁業従事者の意欲を高めること。

8、清水山荘については、利用者の利便性向上に努めること。

9、荒廃森林や林道の対策については、関係機関と十分に協議を行い、対応すること。

10、商工業活性化対策を積極的に推進すること。

11、企業誘致の推進を積極的に行うこと。

12、大規模事業等において、繰り越し並びに多額の不用額が生じているものがあるので、

適切な執行管理を行うこと。

13、安全性と利便性の向上を図るため、生活道路及び水路の早急な整備を進めること。

14、定住促進住宅山川団地の入居者増加に向けた方策を検討し、さらなる定住促進を図ること。

15、教育部の予算編成に関しては、厳格に行い、不用額の減少に努めること。

16、ストレスチェック事業を活用し、教職員の健康保持に努めること。

17、理科教育振興費補助金を活用し、理科教育の充実を図ること。

18、講師の採用に当たっては、厳正に審査し、英語を通じたコミュニケーション能力の向上に努めること。

19、中学校においては、35人学級の成果を検証し、適正な学級編成を図ること。

20、市史編纂については、計画に基づき、適正に事業を推進すること。

21、カヌー教室を初め、自然環境を利用したスポーツの推進に努めること。

次に、国民健康保険事業特別会計について申し上げます。

1、税の徴収については努力が認められるが、さらなる徴収率の向上に努め、安定した事業運営に努めること。

以上、本決算審査特別委員会での審査経過及び全体指摘事項2項目、一般会計指摘事項21項目、特別会計指摘事項1項目について申し上げましたが、委員会としては、認定第1号 平成29年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第9号 平成29年度みやま市水道事業会計決算の認定についてまでの9件は、いずれも認定すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論及び採決は議案ごとに分けて行います。

まず、認定第1号について討論を行います。

認定第1号の討論につきましては、ただいまのところ通告がございませんが、討論ご

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第1号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定です。

認定第1号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、認定第1号 平成29年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定については委員長報告のとおり認定をされました。

次に、認定第2号について討論を行います。

認定第2号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第2号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定です。

認定第2号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、認定第2号 平成29年度みやま市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については委員長報告のとおり認定をされました。

次に、認定第3号について討論を行います。

認定第3号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第3号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定です。

認定第3号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、認定第3号 平成29年度みやま市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については委員長報告のとおり認定をされました。

次に、認定第4号について討論を行います。

認定第4号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第4号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定です。

認定第4号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、認定第4号 平成29年度みやま市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については委員長報告のとおり認定をされました。

次に、認定第5号について討論を行います。

認定第5号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第5号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定です。

認定第5号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、認定第5号 平成29年度みやま市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については委員長報告のとおり認定をされました。

次に、認定第6号について討論を行います。

認定第6号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第6号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定です。

認定第6号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、認定第6号 平成29年度みやま市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については委員長報告のとおり認定をされました。

次に、認定第7号について討論を行います。

認定第7号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第7号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定です。

認定第7号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、認定第7号 平成29年度みやま市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定については委員長報告のとおり認定をされました。

次に、認定第8号について討論を行います。

認定第8号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第8号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定です。

認定第8号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

異議なしと認めます。よって、認定第8号 平成29年度みやま市用地特別会計歳入歳出決算の認定については委員長報告のとおり認定をされました。

次に、認定第9号について討論を行います。

認定第9号の討論につきましては、ただいまのところ通告があってありませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第9号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定です。

認定第9号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、認定第9号 平成29年度みやま市水道事業会計決算の認定については委員長報告のとおり認定をされました。

日程第10 議案第32号

○議長（牛嶋利三君）

日程第10. 議案第32号 みやま市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、文教厚生常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。坂口文教厚生常任委員会委員長お願いします。

○文教厚生常任委員長（坂口孝文君）（登壇）

文教厚生常任委員長報告をいたします。

議案第32号 みやま市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、9月13日に松尾保健福祉部長、松藤子ども子育て課長及び関係係長に出席を求め、委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

改正の主な内容としまして、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保の特例並びに基準経過措置に関する規定を整備するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第32号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第32号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第32号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第32号 みやま市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第11 議案第33号

○議長（牛嶋利三君）

日程第11. 議案第33号 みやま市老人福祉センター条例及びみやま市ふれあいセンター条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、文教厚生常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。坂口文教厚生常任委員会委員長お願いいたします。

○文教厚生常任委員長（坂口孝文君）（登壇）

文教厚生常任委員長報告をいたします。

議案第33号 みやま市老人福祉センター条例及びみやま市ふれあいセンター条例を廃止する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果の御報告をいたします。

当委員会は、9月13日に松尾保健福祉部長、坂口福祉事務所長及び関係係長に出席を求め、委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、みやま市総合市民センター（仮称）の平成33年度の開館に向け、みやま市老人福祉センター及びみやま市ふれあいセンターを閉鎖することに伴い、関係条例の廃止を行うものです。

当委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第33号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第33号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

議案第33号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第33号 みやま市老人福祉センター条例及びみやま市ふれあいセンター条例を廃止する条例の制定については委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第12 議案第34号

○議長（牛嶋利三君）

日程第12. 議案第34号 みやま市バイオマスセンターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。瀬口産業建設常任委員会委員長お願いいたします。

○産業建設常任委員長（瀬口 健君）（登壇）

委員長報告をいたします。

議案第34号 みやま市バイオマスセンターの設置及び管理に関する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、9月14日に坂田環境経済部長及び松尾環境衛生課長及び関係係長に出席を求め、委員全員の出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、バイオマスセンターの建設に伴い、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、設置及び管理について条例を制定するものであります。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第34号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第34号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第34号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第34号 みやま市バイオマスセンターの設置及び管理に関する条例の制定については委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第13 議案第35号

○議長（牛嶋利三君）

日程第13. 議案第35号 みやま市自然休養村施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。瀬口産業建設常任委員会委員長お願いいたします。

○産業建設常任委員長（瀬口 健君）（登壇）

委員長報告をいたします。

議案第35号 みやま市自然休養村施設条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、9月14日に坂田環境経済部長、宮崎農林水産課長及び関係係長に出席を求め、委員全員の出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、瀬高農林漁業体験実習館であります清水山荘の改修に伴いまして、宿泊使用料を定める必要があるため、条例を改正するものであります。

市内外を問わず、3歳以上の未就学児を1泊540円、小・中学生を1,080円、大人を2,160円といたしております。

当委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

それでは引き続きまして、これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行ってまいります。

議案第35号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第35号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

議案第35号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第35号 みやま市自然休養村施設条例の一部を改正

する条例の制定については委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第14 議案第37号

○議長（牛嶋利三君）

日程第14. 議案第37号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本件につきましては、産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めます。瀬口産業建設常任委員会委員長お願いいたします。

○産業建設常任委員長（瀬口 健君）（登壇）

委員長報告をいたします。

議案第37号 工事請負契約の締結について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、9月14日に富重建設都市部長、櫻木都市計画課長及び関係係長に出席を求めまして、委員全員の出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、みやま市営住宅下楠田団地の建築工事を行うもので、その予定価格が150,000千円以上となることから、みやま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行ってまいります。

議案第37号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第37号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

議案第37号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第37号 工事請負契約の締結については委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第15 議案第38号

○議長（牛嶋利三君）

日程第15. 議案第38号 平成29年度みやま市水道事業会計決算剰余金の処分についてを議題といたします。

本件につきましては、産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、委員長報告を求めてまいります。瀬口産業建設常任委員会委員長お願いいたします。

○産業建設常任委員長（瀬口 健君）（登壇）

委員長報告をいたします。

議案第38号 平成29年度みやま市水道事業会計決算剰余金の処分について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、9月14日に甲斐田上下水道課長及び関係係長に出席を求め、委員全員の出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、平成29年度みやま市水道事業会計決算剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

利益剰余金94,571,001円のうち、当年度純利益分37,939,079円を減債積立金に、減債積立金を取り崩し償還金に充てた分56,631,922円を資本金組み入れに予定しております。減債積立金については、次年度以降の企業債償還金の補填財源に充てるものでございます。

当委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行ってまいります。

議案第38号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第38号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

議案第38号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第38号 平成29年度みやま市水道事業会計決算剰余金の処分については委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第16 議案第39号

○議長（牛嶋利三君）

日程第16. 議案第39号 平成30年度みやま市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第39号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第39号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第39号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第39号 平成30年度みやま市一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決をされました。

日程第17 議案第40号

○議長（牛嶋利三君）

日程第17. 議案第40号 平成30年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第40号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第40号を採決いたします。

この採決は起立によって行ってまいります。

議案第40号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第40号 平成30年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決をされました。

日程第18 議案第41号

○議長（牛嶋利三君）

日程第18. 議案第41号 平成30年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第41号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第41号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第41号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第41号 平成30年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決をされました。

日程第19 請願第3号

○議長（牛嶋利三君）

日程第19. 請願第3号 国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書提出に関する請願書についてを議題といたします。

本件につきましては、総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。古賀総務常任委員会副委員長お願いします。

○総務常任副委員長（古賀義教君）（登壇）

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

請願第3号 国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書提出に関する請願について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、9月12日、委員会室において、徳永委員長を除く委員全員の出席のもと委員会を開催いたしました。

本請願は、現在、内外の情勢が大きく変化し、国のあり方や憲法の内容について改めて考えるべきとの声があることから、憲法改正に向け、国会において国民議論の喚起を求める意見書の提出を請願されたものであります。

討論では、私たちは七十数年にわたり平和憲法のもとで平和を享受してきており、改正に向けた意見書の提出に反対という意見と、政府・与党でもいまだ意見が分かれており、国民の理解や議論が深まっているとは言いがたい現状であり、さらに調査研究を必要とするため、継続審査とすべきという意見等がありました。

当委員会では、慎重審議の結果、賛成多数で継続審査とすべきであると決定しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより副委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行ってまいります。

請願第3号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより請願第3号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は継続審査です。

請願第3号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、請願第3号 国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書提出に関する請願書につきましては委員長報告のとおり継続審査とい

たします。

日程第20 発議第3号

○議長（牛嶋利三君）

日程第20. 発議第3号 みやま市議会議員定数条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

事務局長より朗読をいたします。田中議会事務局長お願いします。

○議会事務局長（田中裕樹君）

〔朗読省略〕

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより提出議員の説明を求めてまいります。12番壇康夫君お願いします。

○12番（壇 康夫君）（登壇）

皆さん改めましておはようございます。それでは、発議の提案理由説明を行います。

発議第3号 みやま市議会議員定数条例等の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

近年、さらなる地方分権の進展により、住民自治の根幹をなす市議会においては、より一層の責任と役割が求められております。

みやま市では、平成19年の合併以降、毎年500人程度の人口が減少し続けております。少子・高齢化が喫緊の課題となっております。

一方、財政面では、平成28年度から合併算定がえによるメリットが段階的に削減され、平成33年度には一本算定となる地方交付税が大幅に削減されるなど、今後とも厳しい財政状況が予想されます。

このような状況の中、議会改革調査特別委員会において議員定数条例の改正について意見をまとめましたので、議案を提出する次第であります。

本件は、市議会の行財政改革の推進を図るため、現行の議員定数17名を16名に改めるものであります。

なお、議員定数については、平成20年6月定例会で定数22名を19名に改正、平成26年6月定例会では19名を17名に削減、こうした経過がございます。今回は、みやま市の人口や面積、常任委員会の構成、近隣の市の状況等を勘案し、1名を削減するものであります。

この条例は、公布の日以降、初めてその期日を告示される一般選挙、すなわち次期市議会

議員選挙から16名とするものであります。

また、定数の変更に伴いまして、関連するみやま市議会委員会条例につきましても、あわせて総務常任委員会の7名を6名に改正するものです。

皆様方の御理解と御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

以上、みやま市議会議員定数条例等の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行ってまいります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております発議第3号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、発議第3号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

それでは、これより討論を行います。

発議第3号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第3号を採決いたします。

皆さん方にお諮りをいたします。発議第3号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、発議第3号 みやま市議会議員定数条例等の一部を改正

する条例の制定については原案のとおり可決をされました。

日程第21 閉会中の継続調査の申出について

○議長（牛嶋利三君）

日程第21. 閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

各委員長から、目下委員会において調査中の事件につきまして、会議規則第111条の規定によって、お手元にお配りをいたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りをいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

議会報編集特別委員会及び議会改革調査特別委員会につきましては、調査が終了するまで閉会中の継続調査となっておりますが、調査事項は別紙のとおりでございますので、御承知おきをお願いいたします。

お諮りをいたします。本会議中、誤読などによる条項、字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第43条により議長に委任いただきたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字等の整理、訂正は議長に委任することと決定をいたしました。

ここで高野市長職務代理者副市長より御挨拶があるそうでございますので、よろしく願いをいたします。高野市長職務代理者副市長。

○市長職務代理者副市長（高野道生君）（登壇）

市長職務代理者として、平成30年第3回みやま市議会定例会の閉会に当たり、一言お礼を申し上げます。

まずもって今定例会につきましては、私、市長職務代理者としての対応となりましたが、

議員の皆様の御理解、御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

今定例会は9月4日から本日までの18日間にわたる会期で開催され、その間、皆様の熱心かつ慎重な御審議を賜り、まことにありがとうございました。

御提案いただきました全案件につきましては、認定並びに可決をいただき、重ねてお礼を申し上げます。

平成29年度決算につきましても、慎重に審査をいただきました。今回いただきました指摘事項につきましては、今後、予算の執行等に反映させてまいる所存でございます。

朝夕は随分と過ごしやすくなってまいりました。例年になく猛暑日が続きました夏もようやく過ぎ、これから本市もいよいよ実りの秋を迎えます。皆様にもこの時期、御健康に留意されましてお過ごしいただきますよう御祈念申し上げ、本議会の閉会に当たりましてのお礼の御挨拶にかえさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、ここで暫時休憩をいたします。休憩後の会議再開はブザーでお知らせをいたします。

午前10時27分 休憩

午前10時39分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで西原市長より退任の御挨拶を受けてまいりたいと思います。西原市長お願いいたします。

○市長（西原 親君）（登壇）

皆様こんにちは。御承知のとおり、私は9月31日をもってみやま市の市長を辞職することにいたしました。この間、本当に皆様方に長い間お世話になったことを深く感謝申し上げます。

考えてみれば、このみやま市は非常に発展の可能性に富んだまちだと私は思っております。豊かな土壌や豊かな水、そして豊かな農産物がとれるまちでございます。そのほかに、今度のみやま市独自で電気事業を興したり、あるいは企業誘致をしたりして、そういったことを今やっておるわけでございますが、やっておる最中に道半ばで市役所を去ることは大変残念に思いますが、後の方が立派に引き継いでやっていただくことを心から期待いたします。

また、それにつきましては、皆様方も一所懸命、前向きに応援をしていただければ、このみやま市はますますよくなると確信をいたしておりますので、どうかよろしく願いいたします。

顧みますと、私は昭和48年に県議会議員に当選いたしまして、それから約35年間、ずっと県議会、それから市長として政治活動をやってきましたが、大変思い出多いことばかりでございます。そういった意味では、恐らく議員の皆様方に助けられ、支えられて今日まで来たものと思います。心残りがございますが、どうかひとつ今後とも皆様方はそういった多くの資源を起爆剤として、今後、みやま市の発展に御尽力を賜りますよう心からお願いいたします。

最後になりましたが、議長さん初め、議員の皆様方のますますの御盛會を心から願いますとともに、みやま市の発展を心から願って御挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（牛嶋利三君）

大変僭越ですけれども、市議会を代表して私のほうから西原市長の退任に当たっての花束贈呈をさせていただきます。どうも長いことありがとうございました。

〔花束贈呈〕（拍手）

〔西原 親市長退場〕

○議長（牛嶋利三君）

これをもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

會議を閉じます。

平成30年第3回みやま市議会定例会を閉会いたします。

午前10時43分 閉会

上記会議の次第は、田中裕樹の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

みやま市議会議長 牛嶋 利三

みやま市議会議員 宮本 五市

みやま市議会議員 奥 菌 由美子